

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 7 月 18 日
午前 9 時 00 分
教育委員会室

報 告

市立中学校生徒の転落死について

議 案

- 第 65 号議案 平成 26 年度使用教科用図書採択について
第 66 号議案 請願・陳情審査について
第 67 号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について
第 68 号議案 名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則案について
第 69 号議案 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則案について
第 70 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
第 71 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員22名

(古川委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初に議事運営についてお諮りいたします。第 70 号議案及び第 71 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の審議に先立ちまして、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人 入室】

(古川委員長)

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、報告事項を始めます。

7月10日に尊い命が失われるという、悔やんでも悔やみきれない悲しい出来事が起こってしまいました。今後このようなことが二度と起きないように、教育委員、事務局、学校が一致結束して、責任を持って全力で取り組まなければなりません。本日は、「市立中学校生徒の転落死」について、事務局へ報告を求め、状況を確認するとともに、今後の対応について協議したいと存じます。それでは、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

それでは、市立中学校生徒の転落死につきまして、経過、生徒へのアンケート調査の結果等をご報告させていただきます。

事件の経過につきましては、前回の教育委員会臨時会にてご報告させていただいておりますので、7月12日以降の経過についてご報告いたします。7月12日金曜日、当該校全生徒へアンケートを実施いたしました。同日、保護者説明会を二度実施いたしました。翌週、16日火曜日、すべての小中高等学校へ「緊急アピール」を配付いたしました。「緊急アピール」につきましては、お手元の別紙1にてお示しをいたしております。同日10時から臨時校長会を教育センターで開催いたしました。

続きまして、2生徒へのアンケート調査の結果でございます。お手元の別紙2、3を使って説明をいたします。まず、別紙2「アンケートの調査項目と集計結果」でございます。対象人数551人に対して、519人で実施しております。調査項目は、1から5で、それぞれの回答については、お示しのとおりでございます。特に1の何か「思い当たること」「知っていること」はあるか、という設問に対して、「ある」と29%の生徒が答え、69%の生徒が「ない」、未記入が2%でございました。その他については、ご覧のとおりです。

別紙2の中ほどに、「アンケート項目2に記述された、いじめに関わる言葉や行為ごとの集計」をまとめさせていただいております。これは設問2で生徒が書きしました「思い当たること」「知っていること」の中から、いじめに関わる言葉や行為が具体的に書き記されているもの、その中でもアンケート項目3で「自分で見たり聞いたりした」ものを集計したものです。例えば、「死ね」という言葉については、1年生では4件、2年生では15件、3年生では2件、これは自分で見たり聞いたりしたというもので、合計で21件となっております。2年生の欄の括弧で示しましたのは、当該クラスの結果でございます。ただし、設問3のア「自分で見たり聞いたりした」に丸があっても、設問2の「思い当たること」「知っていること」の表記を読みますと、他から見聞きしたと思われる記述も含まれております。

別紙3「当該学級へのアンケートから教師の発言に関わった記載」でございます。これは当該学級で記載されたものの中で、教師の発言に関わった記載を抜き出して、そのまま活字として示したものでございます。ただし、個人名については、〇〇という形で表記しております。この表の上から、5つ目までは、生徒が「どのように知ったか」の欄で、ア「自分で」に丸を打っております。ただし、加えて、ア「自分で」の他にも、イ「友達から」、ウ「ソーシャルネットワークサービスで」など複数で答えているケースもございます。その右側の欄には、「自分で直接見聞きしたと思われる」「間接的に見聞きしたと思われる」の2つの欄を設けました。これは教育委員会として、表記されている記載を丁寧に読んだうえで、これはこの生徒が「自分で直接見聞きしたと思われる」もの、そうではなく「間接的に見聞きしたと思われる」ものを、教育委員会で判断し、上から6つ目までは「自分で直接見聞きしたと思われる」、残りの4つは「間接的に見聞きしたと思われる」と示しました。

続きまして、3当該校における緊急対応についてご説明いたします。別紙4をご覧ください。今回の件について、当該校において、いくつか緊急な対応をいたしました。一つ目は、生徒の心のケアという観点で、「重大な心の傷を負った生徒・保護者へのケア」、「心の健康調査票による心のケア」を始め、お示ししました5つの対応策を講じてまいりました。指導の充実という点では、「家庭との連絡専用の携帯電話2台の設置」を始め3つの対応策を講じてまいります。それから、安全という観点から、「登下校の見守り活動」、「学区の見守り隊等による巡回」、「スクールガードリーダーの巡回強化」など、お示しした内容で、子どもや地域の安全対策を講じております。以上が、当該校における緊急対応でございます。

最後に、4検証委員会の設置についてでございます。今回の件を受けまして、保護者の意向を尊重しながら、学識経験者・弁護士等の委員により、公正な立場で検証を

行う検証委員会を月内に開催する予定でございます。以上が、市立中学校生徒の転落死についての経過等の報告でございます。よろしくお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問をお願いいたします。

(梶田委員)

4 検証委員会についてですが、今日の新聞の一面に掲載されておりましたが、人選や今後のスケジュールは、どのようになっていますか。

(岩田総務部長)

今回の事実の解明や学校現場での対応につきましては、先程、指導室長より報告いたしましたように教育委員会で責任を持って行っているところでございます。今回の事案の検証については、名古屋市長のもとで自ら行うと市長も申しておりますので、人選等も岩城副市長を中心に進められていると聞いております。今後のスケジュールにつきましても、名古屋市と教育委員会と協力してやっていく必要があると思いますが、現状では名古屋市で進められております。今後、運営等は携ってまいる予定でございます。

(福谷委員)

アンケートを実施して初動の調査は教育委員会が行いましたが、その後の更なる調査は公正な立場での検証委員会にゆだねることになると思います。教育委員会として今後やるべきことは、二度とこのようなことが起こらないようにするためにどうしていくかということと共に、日常を共にしていた友人を亡くした当該校の生徒さんの心のケアが大切であると思っています。当該校での対応ということで、心のケアにかかる対応のご説明をいただきましたが、例えば「心の健康調査票」とは何かとか、スクールカウンセラーの相談など、もう少し具体的なことを詳しく教えてください。

(金田指導室長)

教育委員会といたしましても、当該校の生徒の心のケアについては大変重要だと判断いたしまして、ただちにスクールカウンセラーを増員し、学校に配置いたしました。まもなく夏季休業に入りますので、夏季休業期間中にもスクールカウンセラーによる相談日を開設し、心のケアに努めてまいりたいと考えております。

現状をお話ししますと、当該学級の生徒、同じ部活動に所属している生徒、亡くなった生徒ととりわけ関わりの深い生徒に対しては、まずスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施してまいりました。その他に、生徒から、又は保護者からカウンセリングの要望があれば、増員いたしましたスクールカウンセラーを活用いたしまして、その要望に応じていく対応をいたしました。

心の健康調査票は、三連休明けの火曜日に当該校生徒全員に配付し行いました。一人ひとりの子どもたちの心の様子をチェックするもので、よく眠れない、なかなか集

中できないといった項目にチェックをさせるものです。回収し、記載内容をふまえ、スクールカウンセラーと一緒に検討し、ただちに対応が必要な生徒、まずは担任が話しを聞いていく生徒、それぞれの状況に応じ、子どもたちの心のケアに努めていきたいと考えております。

(服部委員)

当該校のお子さんの心のケア対策を立てていただいていると思います。現在は当該校への対応に集中していると思いますが、このような痛ましい事件を二度と起こさないように、当該校の対応は大事にしながらも、名古屋市全体の生徒の心のケアをどうやっていくか、学校づくりをどうしていくかなど、長期的な見通しについても併せてやっていく必要があると思います。そのような見通しについては、どのようにお考えですか。

(森学校教育部長)

臨時の校長会を開催し、各校長に命の大切さやいじめについて、自分たちの学校でできることはどんなことがあるかを考えさせる場を持ちました。夏季休業中に、臨時にいじめに関する研修会を急遽実施することといたしました。自殺予防という観点でも研修を行います。また、ソーシャルネットワークなどのネット上で情報が行き交う中で、伝え方のマナーなどの問題点があがっているので、研究調査をすることも進めたいと考えています。何が課題かを確認していきながら、できることを発見したらすぐやるというスタンスでやっていますし、今後も対応していきたいです。

(野田委員)

当該校の生徒の心のケアについて説明がありましたが、担任の先生や校長先生など教職員のケアについては、どのようになっていますか。

(山内教職員課長)

教職員の心のケアも大切だと考えております。教職員課分室において臨床心理士による面談ができますこと、また保健師とのメール相談ができることを既にお伝えしています。また、臨床心理士の派遣も進めておりまして、学校とも相談し来週から複数の臨床心理士を3日間派遣し、全教職員を対象に面談することを計画しています。

(野田委員)

学校現場では、部活動の指導、受験に向けての指導など、きっとこの担任の先生も勤務時間を超越してがんばってみえたと思いますが、一生懸命やっても、でもこういう事件になってしまった。そう考えていくと、子どもと向き合う時間を少しでも取ろうと我々も考えてきましたが、今はまだ少し足りないと思います。熱心にやってみえる先生でもこういうことになってしまったので、市長さんも個性を大切にすることを言ってみえますし、一人ひとりと向き合う時間を確保すること、教員を増やしたりクラスの人数を減らすなど、この学校に限らず長期的に考えていただきたいです。

(服部委員)

生徒同士の抑止力を持てるような学校づくりが今後必要になってくると思います。長期的な見通しについても、ご配慮いただきたいと思います。

(下田教育長)

事実関係は検証委員会できちっと進めていこうと考えています。その中で対策を考えていきたい。長期的には、野田委員が言われた子どもと向き合う時間を確保すること、マンパワーの必要性については私が教育長になってからずっと言ってきたことですが、3年間だと思っていましたが、前倒しして早く取り組んでいきたいと思っています。

(古川委員長)

全国で同様の事件がある中、みなさんには早くきちっと対応をしていただいていると個人的に思っています。マスコミは犯人探しになりがちですが、私たちは立場が違いますので、これからもきちっと対応をしていきたい。これまで、さまざまな対応をしてきておりますが、対応の記録を形として残してほしいと思います。

今回の事件につきましては、子どもは大変深刻に受け止めております。来週から夏休みに入り、子どもたちの様子が把握しにくい状況になりますが、子どもたちの心のケアなど、引き続き丁寧にきめ細かい対応をしていただきたいと思います。

これで、報告事項を終了いたします。それでは、議題に移りますので、関係職員の入れかえをお願いします。

第 65 号議案「平成 26 年度使用教科用図書の採択について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

第 65 号議案「平成 26 年度使用教科用図書の採択について」の説明をいたします。まず、小・中・特別支援学校教科用図書の採択について、説明いたします。

資料といたしましてお手元には、「平成 26 年度使用教科用図書一覧表」、「参考資料 平成 26 年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書研究報告書のまとめ」をご用意させていただきました。また、小・中・特別支援学校用の教科書目録と特別支援学校・特別支援学級における「教科用図書調査研究報告書」の原本については、古川教育委員長の机上に置かせていただきました。

第 65 号議案「平成 26 年度使用教科用図書の採択」につきましては、4 月の教育委員会において、採択基本方針を決定していただきました。その採択基本方針では、同一教科用図書を採択する期間は 4 年間と定められていることを踏まえて、「小学校用と中学校用教科用図書は、平成 25 年度と同一のものを採択する」となっております。同一教科用図書を採択する期間・4 年間の特例として、「採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合や、採択地区が設定又は変更された場合」が示されています。文部科学省より送付された「平成 26 年度教科書目録」には、現在、名古屋市が使用

している教科用図書のすべてが掲載されており、平成 26 年度の供給に支障はありません。また、採択地区の変更等もありません。そこで、採択基本方針に従い、お手元の「平成 26 年度使用教科用図書一覧表」の 1 ページ・2 ページにお示ししましたように、採択決定をお願いいたします。

次に、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、説明いたします。特別支援学校用教科用図書は採択基本方針に、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」とあります。これが「平成 26 年度使用教科用図書一覧表」の 3 ページでございます。基本方針には、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童・生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、「平成 26 年度使用教科用図書調査研究報告書」として提出され、教育委員長さんの机上に、その原本の綴りを置かせていただきました。各校より出された報告書を集約したものが、お手元の参考資料でございます。特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、高等学校用教科用図書の採択について、高等学校担当主幹より説明させていただきます。

(鯉沼主幹)

まず、資料の確認をさせていただきます。お手元には、7 月 12 日にお渡しし、お目通しいただきました、資料 1「新学習指導要領に基づく教科書研究報告書」、資料 2「平成 26 年度使用採択希望教科用図書一覧表」、資料 2-2「平成 26 年度使用高等学校用教科用図書教科別一覧表」、資料 3「平成 26 年度使用採択希望教科用図書研究報告書」をご用意させていただきました。また、紙ファイルで用意させていただきました資料は、教科書展示会での「市民の声」、7 月 12 日の「聴取会」の資料でございます。

それでは、名古屋市立高等学校用の教科用図書について、説明をさせていただきます。高等学校では本年度から新学習指導要領による教育課程が学年進行で実施されています。来年度の 2 年生が使用する教科書は、全て新しいものになります。それを受けまして、教科書目録には、昨年度よりも 99 種多い 1292 種の教科用図書が掲載されています。さて、高等学校教科用図書の採択の流れにつきましては、5 月 23 日の教育委員会におきまして、ご協議いただきました。その採択の流れに沿い、5 月下旬には教科別に各校の代表者が集まり、「教科研究会」を開催し、新しい教科書の研究を行いました。研究成果は、各学校の「教科用図書研究協議会」と教育委員会へ教科書研究報告書として情報提供されました。お手元にある資料 1 がそれです。各学校では「教科用図書研究協議会」において、見本本などを利用し、課程や学科、コースなどの学校の実情や生徒の実態に即し、教科書研究報告書を参考にして、教科用図書

の調査研究を行いました。調査研究のまとめが「平成 26 年度使用採択希望教科用図書研究報告書」と「平成 26 年度使用採択希望教科用図書一覧表」として教育委員会に提出されました。各校より出された一覧表を学校順に整理したものが資料 2、それを事務局が教科ごとに整理したものが資料 2-2 でございます。また、各校より出された研究報告書を教科ごとに整理したものが資料 3 でございます。また、「教科書展示会」での市民の声や、「聴取会」の資料がファイルにございます。資料について、担当からご説明申し上げます。

(野中指導主事)

まず、資料 1「新学習指導要領に基づく教科書研究報告書」をご覧ください。この研究報告書は、教科研究会において新しい教科書の特色をまとめたものです。1 ページをお開きください。「国語」については「国語総合」に始まり、12 ページの「古典 B」まで、各教科書の特色がまとめられています。次に、資料 2 をご覧ください。こちらは、各校より出された採択希望教科用図書一覧表を学校順に整理し、学年ごとに掲載したものであります。資料 2-2「平成 26 年度使用高等学校用教科用図書教科別一覧表」をご覧ください。1 ページをお開きいただくと「国語」の一覧表がございます。表の中にある、1・2・3・4 という数字は、教科書の使用学年を表しております。○の記号は、教科書を来年度より新しいものに変更することを表しております。数字だけの場合は、来年度も本年度と同じものを使用するというを表しております。資料 3 をご覧ください。表紙をめくっていただくと、「国語」の報告があります。学校ごとの教科用図書研究協議会の研究報告をまとめたものです。教科書の掲載順は、文部科学省の教科書目録の掲載順に整理したのになります。

紙ファイルをご覧ください。教科書展示会では、高校関係分として市民の声を 17 件いただきましたので、2 つご紹介します。日付順に綴じさせていただいておりますが、5 枚目の 6 月 23 日のものをご覧ください。少し省略してご紹介しますと「高校は学校ごとに違う教科書を使っていると聞いています。高校では、生徒の学力に合わせた教科書で教えることが大切だと思います。今日拝見した教科書は同じ教科のものでも難しい内容まで踏み込んだものややさしくかかれたものなどがあり、それぞれの学校に合ったものを選ぶことがしやすいと感じました。」。下から 3 枚目の日付の記載のないものです。「高校の外国語と家庭の教科書を主に見ました。とても見やすく実例もたくさんあり、生活に役立てる内容で構成されていると感じました」という声をいただいております。これ以外にも 15 件いただいております。聴取会の資料をご覧ください。7 月 12 日に行いました聴取会では、今年度は「日本史 B」について、発行する出版者 5 者すべてから説明をお聞きいただきましたが、まとめた資料でございます。以上、資料 1「新学習指導要領に基づく教科書研究報告書」、資料 2「平成 26 年度使用採択希望教科用図書一覧表」、資料 2-2「平成 26 年度使用高等学校用教科用図書教科別一覧表」、資料 3「平成 26 年度使用採択希望教科用図書研究報告書」、教科書展示会での「市民の声」、7 月 12 日の「聴取会」について説明をさせていただきます。これらの資料を基に、ご審議よろしくお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

(野田委員)

まず、小学校、中学校、特別支援学校については、4月の採択基本方針に従って進めていただいているようですので、事務局提案の2、3ページのものでいいと思います。

高校は、新たにということですが、魅力ある高等学校づくりということで教育委員会で取り組んでいるところで、特色を出してほしいとお話ししてきておりますが、学校生活で授業は多くの時間を占めるものですので、そこで特色を出すことは大切なことです。その基礎になるのは教科書ですので、学校の特色を生かした教科書を選定していきたいと思います。

お忙しい中、研究会や各学校の教科用図書研究協議会において資料を作成いただいております。大変な作業だったと思いますが、この作業は決して無駄ではないと思っています。教科書というのは、基礎的な教材ですので、その教材を丁寧に分析された教材研究は、膨大な作業ですが先生方のスキルアップにつながると思います。いい教材研究になったのではないかと思います。

市民の声に目を通させていただきました。6月23日の市民の声についてですが、共感しました。生徒の学力に合わせた教科書、生徒の実態に合った教科書を選んでいただきたい、ということです。現代文をはじめさまざまな教科について市民のみなさまからご意見をいただいていることがわかります。

それから、先日の聴取会についてです。初めて行ったもので、日本史Bで行いましたが、それぞれの教科書会社さんから、中には何冊も出してみえる会社もありましたが、こうゆう高校生に使ってもらいたい、という話もあり、我々も勉強になりました。

いろいろな観点で分析をしましたが、市民の声にもありましたし、私といたしましても、子どもの実態を一番分かっている先生方が分析された結果の資料2「平成26年度使用採択希望教科用図書一覧表」に基づいて、26年度教科書の採択をしたらどうかと考えます。

(古川委員長)

他に、ご意見・ご質問はございませんか。

初めて聴取会を行いました。日本史Bの各出版者から、中には社長さんに来ていただいた出版者もありましたが、話を聞きました。出版元から直接話を聞くということで、いい聴取会だったと感じています。初めてこういう会をしましたが、事務局はどのように思われましたか。

(鯉沼主幹)

事務局としても、初めての経験でしたし、趣意書は見られるが、直接編集に携る人から教育委員に直接話をお聞きいただけたことがよかった。採択における大きな資料になったと思っています。

(古川委員長)

私個人の意見ですが、聴取会が単年度に止まらず、今回は1科目でしたが、次回は2科目にするなど、広げてやってほしいと思います。

他に、ご意見もないようですので、第65号議案につきましては、小学校・中学校・特別支援学校については原案どおり、また高等学校については各学校から出されている報告をまとめた資料2に掲載されているものを、平成26年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(金田指導室長)

慎重審議による採択、ありがとうございます。採択された結果につきましては、早速、各学校に通知をさせていただきます。各学校では、来年の4月に、全ての児童生徒が間違いなく教科書を手にすることができるよう、事務的な手続きを速やかに開始いたします。

(古川委員長)

よろしくをお願いします。

それでは、第66号議案「請願・陳情審査について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

請願・陳情審査について、プリント「お金がなくても大学・専門学校に進学できます」を、小・中・高等学校を通じて、子どもを持つすべての家庭に配布すること。要旨、経済的な事情を抱える生徒・保護者に授業料免除等の進学先を紹介し、貧困の連鎖を断ち切るための一助とする、というものでございます。2ページ以降は提出されました陳情書、それに関わる資料をつけさせていただきました。

事務局の見解を申しあげます。本市の中学校・高等学校におきましては、経済的な事情を抱える生徒・保護者に対しまして、それぞれの事情に配慮し授業料免除等の学校を紹介するなど、丁寧に進路指導を行ってきているところです。また、教育委員会では、高校生・大学生等を対象とした各種奨学制度を一覧にまとめ、市立の中学校・高等学校・特別支援学校に配布し、進路指導の参考としています。したがって、請願者が要求するプリントの配布は必要ないと考えます。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(梶田委員)

4枚目の学事課長からの文書は毎年配付していますか。

(永井学事課長)

毎年通知しています。名古屋市内の情報だけでなく全国の情報も含め、周知しております。

(福谷委員)

この陳情の趣旨は、とても大事なことだと思います。お金のない人が私立学校を諦めることがないような体制を教育委員会として整えてほしいです。より一層、情報提供や丁寧な進路指導に努めていただきたいです。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第66号議案について、お諮りいたします。本市の中学校、高等学校においては、経済的な事情を抱える生徒、保護者に対して、それぞれの事情に配慮し、授業料免除などの学校を紹介するなど、丁寧に進路指導を行ってきています。したがって、本請願の取り扱いを「不採択」としたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、次の議題に移りますので、関係職員の入替えをお願いします。

続きまして、第67号議案「名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第68号議案「名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則案について」、第69号議案「名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則案について」の3件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第67号議案「名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則案」、第68号議案「名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。この2件につきましては、先の6月市会において、黒川スポーツトレーニングセンターのほか、鳴海プールはじめプール5館の計6施設において、平成26年4月1日から、利用料金制度を導入することとなったことに伴

う規定の整備でございます。黒川スポーツトレーニングセンターにつきましては、指定管理者の公募化に伴う規定の整備も併せて行います。

続きまして、第 69 号議案「名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則案」について、ご説明いたします。先の 3 月教育委員会において、瑞穂公園ラグビー場の電光表示装置を、大型映像装置に更新することに伴い、利用料金の基準額を定める規則改正をいたしました。本件は、大型映像装置の更新の完了予定に伴い、その施行期日を平成 25 年 11 月 30 日と定めるものでございます。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第 67 号、68 号、69 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 70 号、第 71 号議案は非公開となります。傍聴人の方は退室してください。

第 70 号議案から第 71 号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 03 分終了